

令和4年度第2回宮代町情報公開・個人情報保護審議会 会議録

日 時 : 令和4年10月28日(金) 10時から11時40分まで

場 所 : 宮代町役場202会議室

出席者 : 【審議会】 渡邊委員、稲山委員、大島委員、三橋委員

【事務局(総務課)】 福田課長、鈴木副課長、青柳主幹、染宮主事

【議会事務局】 野口議会事務局長

1 開会、2 挨拶 【進行：総務課長】

特記事項がないため省略

3 報告事項 【進行：渡邊会長】

前回会議の概要について事務局から報告

○質疑(審：審議会 議：議会事務局 事：事務局)

審：行政機関等匿名加工情報の提案募集について、他団体と同様に宮代町でも当面は行わないということで理解している。しかし、企業や法人等からの提供依頼に対し、スピーディーな対応するためには事前に条例に規定を設けて置く必要があるのではないか。

事：自治体側が行政機関等匿名加工情報の提案募集をした上で企業や法人等から提供依頼が出される、といった流れになる。そのため、提案募集を実施しない限りは提供依頼がくることはない。提案募集を実施するにあたっては、検討を重ねた上で制度設計をしていく必要があるため、先行して提案募集を実施している埼玉県や政令指定都市の事例を参考にしながら検討を進め、実施する場合には別途、条例改正を行うことを考えている。

審：人口減少社会において、行政機関等匿名加工情報は企業や法人等にとって非常に有益な情報になると考えられることから、他団体に遅れをとることがないように、近隣自治体と連携の上、提案募集を実施してほしい。

事：今回の改正個人情報保護法の趣旨には、適切にデータを流通させるための共通ルールを定めるということが含まれている。そのため、ご指摘いただいたとおり、近隣の自治体と情報共有を図りながら検討を進めていきたいと考えている。

4 審議事項 【進行：渡邊会長】

(1)「宮代町個人情報保護法施行条例(案)」(以下「条例案」という。)について
条例案について資料8に基づき事務局から説明

○質疑(審：審議会 議：議会事務局 事：事務局)

審：条例案第3条第3項の規定で、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは自己情報開示請求に係る手数料を減免することができるとの規定があるが、今までに減免が認められる事例はあったのか。また、減免が認められる事例とはどのようなものが考えられるのか。

事：今までに減免の実績はないと思われる。自己情報開示請求に係る手数料が多額になるということは考えにくいですが、生活保護を受給されている世帯などは減免の対象となる可能性がある。自己情報開示請求は「自己の情報が正しく管理されているかどうかを確認する」といった趣旨が含まれており、行政の説明責任の範疇でもあることから、条例案でも引き続き減免の規定を設けている。

審：条例案第5条の規定で、開示請求に係る保有個人情報著しく大量である場合とあるが、自己情報開示請求において大量請求にあたる請求がくるところは考えにくいのではないか。具体的にはどのような請求を想定しているのか。

事：前提として、自己情報の開示請求であるため、大量請求にあたる請求がくるところは考えにくい。例えば、町が継続的に相談を受けている方からその対応記録を請求された場合などは、大量請求に該当する可能性がある。

審：請求書に記載されている内容から、大量請求にあたると考えられる場合、条例案第5条の規定により対応するというよりは、ある程度文書の特定をするために補正を求めた上で請求を受け付ける、といった対応も考えられるのではないかと。

事：条例案第5条に規定する期間の延長があったとしても、大量請求があった場合は事務遂行が困難になってしまう可能性が高い。請求者が求めている文書を特定した上で受付すべきという見解も示されていることから、このような事例については、補正を求めることは十分考えられる。

審：条例案第10条に「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。」との規定にある「規則」ではどのような内容を規定する予定なのか。

事：条例で定めることができる事項自体が限られていることから、規則で定める内容も限定的なものとなる。例えば自己情報開示請求に係る実費負担額についての細かい規定などを予定している。

審：請求者が開示に応じない場合など、みなし開示とすることができる、といった規定は規則で定める必要があるのではないかと。

事：手続きに関しては、基本的に法律で定められているため、法律の解釈によって可能かどうかを判断することになると考えている。

審：口頭による開示請求の規定などは規則で定めるものなのではないか。

事：口頭による開示請求についても、手続きに関することなので、法律に基づいて運用することになる。

審：改正個人情報保護法第77条には「開示請求は次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない」と明文化されているので、口頭による開示請求はできないと考えられる。

※意見交換の結果、審議事項「宮代町個人情報保護法施行条例（案）」については資料8のとおり条例制定を進めるということで合意。

【10:50～11:00 休憩】

(2)「宮代町議会の個人情報の保護に関する条例（案）」（以下「議会条例案」という。）について

議会条例案について資料8に基づき議会事務局から説明

○質疑（審：審議会 議：議会事務局 事：事務局）

審：現在、自己情報開示請求に対する決定通知と、公開の日時の決定の通知は別々に通知しているのか。

事：公開の日時も含めて決定通知を出している。

審：改正個人情報保護法では別々に出すこととなっているのか。

事：改正個人情報保護法では開示日時を「書面にて通知する」と規定されているため、決定通知に含めて通知する必要があるわけではない。しかし、現行の宮代町個人情報保護条例では開示日時も含めて決定通知を出すということになっているため、今後も同様にする予定。様式については規則で定めるが、可能な限り現行の様式を継承することで、利用者の利便性を図りたいと考えている。

審：宮代町議会の個人情報の保護に関する条例（骨子案）4ページの最後に、地方警察庁と協議を行うとあるが、具体的にどのように協議を進めるのか。

議：罰則規定について協議を行う。独自の罰則規定は設けないため、地方警察庁に内容の確認を依頼するような形になると考えられる。

審：町が保有している個人情報を議会で流用するという事は考えられるのか。

事：個人情報の目的外利用にあたると思われるが、法律で認められている事項に該当すれば可能であると考えられる。

※意見交換の結果、審議事項「宮代町議会の個人情報の保護に関する条例（案）」については資料9のとおり条例制定を進めるということで合意。

5 その他 【進行：総務課長】

今後の進め方について事務局から説明

6 閉会 【進行：総務課長】